

公 示

タクシーの所属営業所の所在地の地名の略称について

タクシー業務適正化特別措置法第45条及び同法施行規則第29条の規定に基づく所属営業所の所在地の地名の略称を下記のとおり改めたので公示する。

平成19年11月30日

関東運輸局長 安原敬裕

記

タクシー業務適正化特別措置法で定める指定地域内の営業所に配置するタクシーについては、次のとおりとする。

東京都特別区（地方自治法第281条に規定する「都の区」）に所在する所属営業所にあつては、所在する区名（「区」の文字は省略することができる。）、

武蔵野市及び三鷹市に所在する所属営業所にあつては、所在する市町村名（「市」、「町」又は「村」の文字は省略することができる。）とする。

- 附則
1. 本公示は、平成19年12月3日から適用する。
 2. 平成20年3月31日までは、従前の取扱いによることができる。